

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2019年4月1日号

法定実効税率についての最新情報 ～平成31年度(2019年度)税制改正を受けて～

1 はじめに

平成31年(2019年)3月27日、「所得税法等の一部を改正する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」が成立し、3月29日に公布された(以下「本改正」)。

本改正前には、法人事業税(以下「事業税」)の一部が地方法人特別税とされていたのが終了し、平成31年(2019年)10月1日以後開始事業年度においては事業税に還元される予定であった。

本改正においては、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応するため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として、事業税の一部を分離して特別法人事業税が創設されることとされた。

本ニュースレターでは、特別法人事業税の概要を解説すると共に、法定実効税率への影響を検討する。

2 本改正の概要

(1) 事業税の税率の改正と特別法人事業税の創設

本改正により、平成31年(2019年)10月1日以後開始事業年度について、事業税の所得割の標準税率が引き下げられ、特別法人事業税が創設される。主な改正内容は次のとおりである(地方税法72の24の7①、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律7)。

■ 外形標準課税適用法人(資本金1億円超の普通法人)

| 2019年10月1日以後開始 事業年度 | 事業税所得割標準税率 | | 特別法人事業税 | | 改正後合計 |
|------------------------|------------|-------|---------|---------------|-------------|
| | 改正前 | A 改正後 | B 税率 | (参考) C=A×B | (参考) A+C |
| 年400万円以下(注) | 1.9% | 0.4% | 260% | 1.04% | 1.44% |
| 年400万円超800万円以下(注) | 2.7% | 0.7% | 260% | 1.82% | 2.52% |
| 年800万円超 | 3.6% | 1% | 260% | 2.6% | 3.6% |

(注)3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

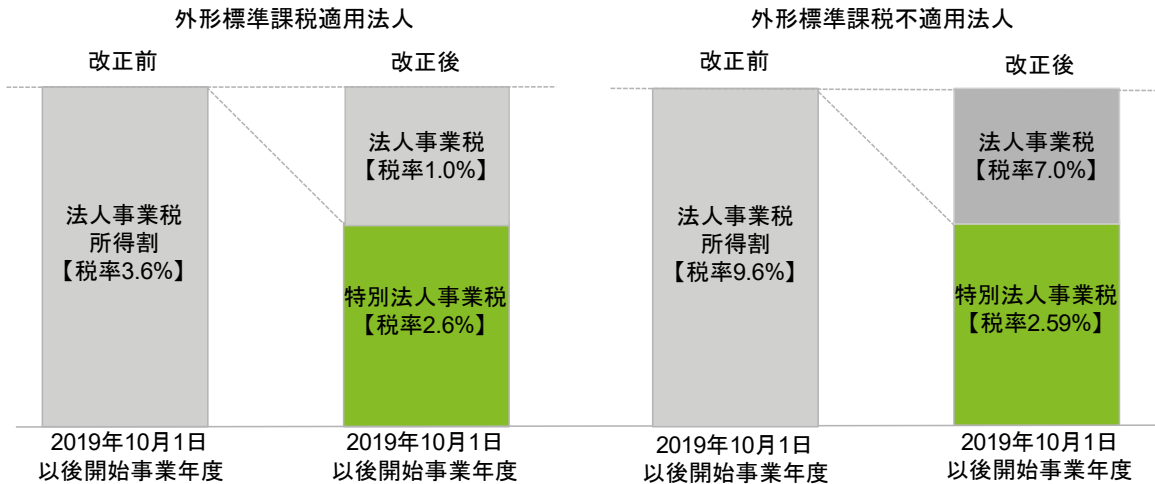
➤ 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率は、標準税率の1.7倍(現行1.2倍)に引き上げられる(地方税法72の24の7⑦)。

■ 外形標準課税不適用法人(資本金1億円以下の普通法人等)

| 2019年10月1日以後開始 事業年度 | 事業税所得割標準税率 | | 特別法人事業税 | | 改正後合計 |
|------------------------|------------|-------|---------|---------------|-------------|
| | 改正前 | A 改正後 | B 税率 | (参考) C=A×B | (参考) A+C |
| 年400万円以下(注) | 5% | 3.5% | 37% | 1.295% | 4.795% |
| 年400万円超800万円以下(注) | 7.3% | 5.3% | 37% | 1.961% | 7.261% |
| 年800万円超 | 9.6% | 7% | 37% | 2.59% | 9.59% |

(注)3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

以上のように、本改正により法人事業税所得割の一部が特別法人事業税とされることになるが、トータルとしての負担比率にはほとんど影響がないといえる。概要を図示すると次のようになる。



(2) 制限税率の上限の引上げが法定実効税率に与える影響

本改正の一環で、資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率は、標準税率の1.7倍(改正前1.2倍)に引き上げられる(平成31年(2019年)10月1日以後開始事業年度)。これは特別法人事業税の課税標準が、標準税率で計算した法人事業税所得割額とされていることにより、制限税率で課税されている場合にはその分税負担額トータルが減少する可能性があるところ、それをキープする目的と考えられる。そのため、制限税率が引き上げられることにより税負担トータルが増加する可能性は低いと予想される。

次の図をご覧ください。

| | 改正前 | | 改正後 | |
|---------------------|------|----------------|------|----------------|
| | 標準税率 | 制限税率 (1.2倍) | 標準税率 | 制限税率 (1.7倍) |
| 事業税所得割税率 | 3.6% | 4.32% | 1.0% | 1.7% |
| 事業税所得割標準税率×特別法人事業税率 | | | 2.6% | 2.6% |
| 事業税・特別法人事業税計 | 3.6% | 4.32% | 3.6% | 4.3% |

外形標準適用法人の事業税所得割の標準税率は改正前3.6%であるが、これに対応する制限税率上限は $3.6\% \times 1.2倍 = 4.32\%$ である。

改正後は、標準税率が3.6%から1.0%に引き下げられるが、制限税率が1.7倍に引き上げられ、上限は1.7%となる。これに加え、標準税率が削られ特別法人事業税とされた部分については、標準税率ベースの所得割額が課税標準となるため、所得に対する比率は標準税率1.0%×特別法人事業税率260%=2.6%となる。そのため、税率相当の上限は $1.7\% + 2.6\% = 4.3\%$ となり、従来の4.32%とほとんど同じであり、税率上限を維持するために制限税率を引き上げたものということが確認できる。

なお、実際に各都道府県における法定実効税率が変動していないかどうかは、各都道府県の実際の条例改正の内容を確認する必要がある。

(3) 特別法人事業税の概要

(1)で述べた特別法人事業税の基本的仕組みは次のとおりである(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律2、4、6、8、9、附則2)。

| 項目 | 基本的仕組み |
|--------|---------------------------------|
| 納税義務者等 | 法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対する国税 |
| 課税標準 | 法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額) |
| 申告納付等 | 都道府県に対して、法人事業税と併せて行う |
| 国への払込み | 都道府県は納付額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む |
| 適用 | 平成31年(2019年)10月1日以後開始事業年度から適用 |

3 法定実効税率への影響

本改正の結果、法定実効税率は次のようになる。なお、税効果会計適用に当たっての実効税率については、会計基準その他における取扱いを検討する必要がある点、ご留意いただきたい。

(1) 外形標準課税適用法人

資本金 1 億円超の外形標準適用法人の法定実効税率は以下のようになる。

| 外形標準課税適用法人 | 2018年4月1日 ～2019年9月30日 開始事業年度 | | 2019年10月1日 以後開始事業年度 | | | |
|----------------------------|------------------------------------|--------|------------------------|--------|--------|--------|
| | 標準税率 | 超過税率 | 改正前 | | 改正後 | |
| | | | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 |
| 法人税等 | | | | | | |
| 法人税率 | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% |
| 地方法人税率 | 4.40% | 4.40% | 10.30% | 10.30% | 10.30% | 10.30% |
| 法人税率×地方法人税率 | 1.02% | 1.02% | 2.39% | 2.39% | 2.39% | 2.39% |
| 法人税率・地方法人税率計 | 24.22% | 24.22% | 25.59% | 25.59% | 25.59% | 25.59% |
| 住民税 | | | | | | |
| 住民税法人税割税率 | 12.90% | 16.30% | 7.00% | 10.40% | 7.00% | 10.40% |
| 法人税率×住民税法人税割税率 | 2.99% | 3.78% | 1.62% | 2.41% | 1.62% | 2.41% |
| 事業税等 | | | | | | |
| 事業税所得割税率 | 0.70% | 0.88% | 3.60% | 3.78% | 1.00% | 未定 |
| 地方法人特別税率or特別法人事業税率 | 414.2% | 414.2% | 0.0% | 0.0% | 260.0% | 260.0% |
| 事業税標準税率×地方法人特別税率or特別法人事業税率 | 2.90% | 2.90% | 0.00% | 0.00% | 2.60% | 2.60% |
| 事業税・地方法人特別税or特別法人事業税計 | 3.60% | 3.78% | 3.60% | 3.78% | 3.60% | 未定 |
| 実効税率 | 29.74% | 30.62% | 29.74% | 30.62% | 29.74% | 未定 |

(注)

- ・住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・事業税所得割の超過税率は東京都における 800 万円超の所得に対する税率による。
- ・事業税所得割の 2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度の東京都の超過税率は、2019 年 10 月 1 日までの間に開かれる東京都議会定例会にて議決予定(2019 年 4 月東京主税局「平成 31(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の税率について」)。

(2) 外形標準課税不適用法人

資本金 1 億円以下の外形標準課税不適用法人の法定実効税率は次のようになる。

| 外形標準課税不適用法人 | 平成30年4月1日 ～31年9月30日 開始事業年度 | | 平成31年10月1日 以後開始事業年度 | | | |
|----------------------------|----------------------------------|--------|------------------------|--------|--------|--------|
| | 標準税率 | 超過税率 | 改正前 | | 改正後 | |
| | | | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 |
| 法人税等 | | | | | | |
| 法人税率 | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% | 23.20% |
| 地方法人税率 | 4.40% | 4.40% | 10.30% | 10.30% | 10.30% | 10.30% |
| 法人税率×地方法人税率 | 1.02% | 1.02% | 2.39% | 2.39% | 2.39% | 2.39% |
| 法人税率・地方法人税率計 | 24.22% | 24.22% | 25.59% | 25.59% | 25.59% | 25.59% |
| 住民税 | | | | | | |
| 住民税法人税割税率 | 12.90% | 16.30% | 7.00% | 10.40% | 7.00% | 10.40% |
| 法人税率×住民税法人税割税率 | 2.99% | 3.78% | 1.62% | 2.41% | 1.62% | 2.41% |
| 事業税等 | | | | | | |
| 事業税所得割税率 | 6.70% | 7.18% | 9.60% | 10.08% | 7.00% | 未定 |
| 地方法人特別税率or特別法人事業税率 | 43.2% | 43.2% | 0.0% | 0.0% | 37.0% | 37.0% |
| 事業税標準税率×地方法人特別税率or特別法人事業税率 | 2.89% | 2.89% | 0.00% | 0.00% | 2.59% | 2.59% |
| 事業税・地方法人特別税or特別法人事業税計 | 9.59% | 10.07% | 9.60% | 10.08% | 9.59% | 未定 |
| 実効税率 | 33.59% | 34.59% | 33.59% | 34.60% | 33.58% | 未定 |

(注)

- ・住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・事業税所得割の超過税率は東京都における 800 万円超の所得に対する税率による。
- ・事業税所得割の 2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度の東京都の超過税率は、2019 年 10 月 1 日までの間に開かれる東京都議会定例会にて議決予定(2019 年 4 月東京主税局「平成 31(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の税率について」)。

4 おわりに

本改正により、事業税の一部が特別法人事業税率とされることとされたが、以上の検討のとおり、法定実効税率への重要な影響はないことが予想される。

なお、実務上は各都道府県の条例改正を確認する必要がある点、また、税効果会計の適用に当たっては会計基準その他における取扱いを検討する必要がある点、重ねてご留意いただきたい。

(東京事務所 大野 久子)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001